

## 食品安全委員会（第819回会合）議事概要

日 時：令和3年6月8日（火） 14：00～15：35  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：佐藤委員長外6名出席  
動画配信：一般12名

### （1）令和2年食中毒発生状況の概要について

#### →厚生労働省から説明

本件については、引き続き、厚生労働省を始めとするリスク管理機関と連携して食中毒の被害防止に努めていくこととなった。

### （2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性カラシナRF3」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「pPDX株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

#### →委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

### （3）食品安全基本法第23条第1項第2号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

- ・「アレルギーを含む食品（卵）」に係る食品健康影響評価について

#### →事務局及び委員長から説明

本件については、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「アレルギー症状の誘発には個人差があり、個人レベルでみると数 $\mu\text{g}$ という微量の鶏卵タンパク質によりアレルギー症状が誘発されることもあるため、鶏卵アレルギーに限らず食物アレルギー患者は医師の指示の下に加工食品を摂取する必要があるが、現在のアレルギーを含む食品に関する表示制度があることにより、おおむね鶏卵アレルギー患者において、表示義務対象の加工食品ではアレルギー症状が誘発されないと判断される。

したがって、現在のアレルギーを含む食品に関する表示制度は、卵についてはおおむね妥当であると判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

また、平成27年度に自ら評価案件として採択された「アレル

ギ一物質を含む食品」については、これまでに収集した情報を取りまとめて公表し、これをもって「自ら評価」としての食品健康影響評価を終了するとともに、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループの設置の必要がなくなったことから、「食品安全委員会専門調査会等運営規程」第6条第2項の規定に基づき、ワーキンググループを廃止することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「プロパルギット」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ポリオキシシン（ポリオキシシンD亜鉛塩及びポリオキシシン複合体）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、  
「プロパルギットの許容一日摂取量（ADI）を0.0098 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg体重と設定する。」  
「ポリオキシシンD亜鉛塩の許容一日摂取量（ADI）を7.2 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」  
「ポリオキシシン複合体の許容一日摂取量（ADI）を2.5 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」  
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬及び動物用医薬品「シフルトリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第四専門調査会及び動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、  
「シフルトリン及びbeta-シフルトリンの許容一日摂取量（ADI）を0.023 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.023 mg/kg体重と設定する。」  
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「アルベンダゾールを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（スポチール100）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、  
「『アルベンダゾールを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（スポチール100）』については、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」  
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「エトキサゾールを有効成分とする牛の皮膚投与剤（ダ

ニレス)」に係る食品健康影響評価について

- ・動物用医薬品「性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤（インプロバック）」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「『エトキサゾールを有効成分とする牛の皮膚投与剤（ダニレス）』及び『性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤（インプロバック）』については、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。